

こうべ市民福祉交流センターの指定管理に伴う使用許可等に関する基準

令和3年3月1日改正

(趣旨)

第1条 神戸市立こうべ市民福祉交流センター（以下「センター」という。）の指定管理業務のうち、使用許可、使用料の減免及び使用料の返還については、指定管理者は、神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成6年1月条例第35号。以下「条例」という。）及び神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則（平成6年3月規則第94号。以下「規則」という。）によるほか、以下の基準により行うものとする。

(使用許可)

第2条 条例第4条第1項第2号に規定する施設又はそれらの附属設備（以下「研修室等」という。）の使用許可は、条例第6条の規定に該当しないことを確認のうえ行うものとする。

2 使用の申込みの受付は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日をいう。以下同じ。）の3月前の日の属する月の初日（当該期日が条例施行規則第9条に規定する休館日に当たるときは、休館日の翌日。以下同じ。）から行う。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が条例第1条に規定する目的のために研修室等を使用する場合においては、第2項の規定による申込みの受付は、使用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から行う。ただし、第1号に掲げる場合は、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から行う。

(1) 指定管理者

(2) 地方公共団体又は公共的団体

(3) 市内に住所を有する以下のもの

① 障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）

② 難病患者（特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者証等の交付を受けている者をいう。以下同じ。）

③ 高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）を経営する団体

(5) 社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を行うため、市から補助金又は委託を受けている団体

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

4 前項第2号に基づく申込を受け付ける場合、次に掲げる書類等を確認するものとする。

① 障害者 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者手帳アプリ「ミライロID」

② 難病患者 特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者証

③ 高齢者 年齢が確認できるもの

5 前項第5号に基づく申込を受け付ける場合、市補助金交付決定通知書又は委託契約書など、市から補助金又は委託を受けていることを証する書類等を確認するものとする。

(研修室等の使用料の減免)

第3条 研修室等の使用料の減免は、規則第4条に基づき、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 指定管理者がセンターの事業として使用するとき。 全額免除
- (2) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用するとき。 5割減額
- (3) 別紙に規定する者が使用するとき。 5割減額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 指定管理者がその都度定める額の減額又は免除
(駐車場使用料の減免)

第4条 駐車場使用料の減免は、規則第4条に基づき、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する自動車 駐車場使用料のうち駐車時間3時間以下に係る部分の免除
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳(以下単に「身体障害者手帳」という。)に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有する者が自ら運転する自動車
 - イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するもの
 - (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの
 - (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの
 - (ウ) 療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の程度がAのもの
- (2) 障害者、難病患者、高齢者が自ら運転する自動車 駐車場使用料の5割減額(30分80円)
- (3) 第1号に基づく減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票(福祉駐車券)と身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳もしくは障害者手帳アプリ「ミライロID」を、第2号に基づく減額を受けようとする者は、第2条第4項に定める書類等を掲示しなければならない。

(使用料の返還)

第5条 使用料の返還は、規則第5条に基づき行うものとする。

(その他)

第6条 使用許可等を行うにあたって、疑義があるときは、市の指示に従うものとする。

こうべ市民福祉交流センターの指定管理に伴う使用許可等に関する基準（別紙）

○市内に住所を有する以下のもの

①障害者（身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）

②難病患者（特定疾患医療受給者証，先天性血液凝固因子障害医療受給者，小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている者をいう。以下同じ。）

③高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）

※障害者、難病患者、高齢者いずれの場合も、使用者の半数が障害者、高齢者等の場合に適用する。判断は申請による。

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）を経営するもの

○社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を行うため，市から補助金又は委託を受けている団体

○神戸市福祉局障害福祉課が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体